

# 産業財産機関（I P I） （モザンビーク） （指定官庁又は選択官庁）

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 ..... 附属書 MZ. I

国内処理請求様式 ..... 附属書 MZ. II

略語のリスト

国内官庁： 産業財産機関（I P I）（モザンビーク）

I P C： 産業財産法，政令No. 47/2015

指定（又は選択）官庁 MZ	産業財産機関（IPI） （モザンビーク） 国内段階に入るための要件の概要	概要 MZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	MZM 3,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語	ポルトガル語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない時点で、出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期開始を明示的に請求した場合にのみ、写しが要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める	
国内手数料 <sup>1</sup>	通貨：モザンビーク・メティカル（MZM） 特許： 出願手数料…………… MZM 8,100 初年度の年金 <sup>2</sup> …………… MZM 1,275 第2年度の年金 <sup>2</sup> …………… MZM 1,725 実用新案： 出願手数料…………… MZM 2,775 初年度及び第2年度の年金、各年につき <sup>2</sup> …………… MZM 1,275	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国内官庁長官が指示すれば、出願人は一部の手数料の減額又は免除を受ける資格がある。当該請求は国内段階移行前に行わなければならない（IPC第233条及び第234条）。	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払が行われていない場合であっても、更に90日以内であれば提出又は支払を行うことができる。

2 国内段階移行時に支払わなければならない。

指定（又は選択）官庁 MZ	産業財産機関（IPI） （モザンビーク）（続き）	概要 MZ
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） <sup>3</sup>	国際出願日の後に出願人の名義変更があったが、国際公開又は国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていない場合には、当該変更を証明する書類 出願人が発明者でない場合には、譲渡証書 <sup>4</sup> 出願人がモザンビークに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対し手続することが登録されておりモザンビークに居住する弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	国内官庁に確認されたい	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

## 様式（附属書MZ. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MZ. II 国内処理請求様式

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_mz.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_mz.pdf)